

## 「四日市市ごみ処理基本計画中間見直し（案）」について ご意見を募集します

本市においては、国の取組や法制度、社会情勢の変化とともに年々多様化する廃棄物の現状を捉え、その将来像を予測するとともにごみ発生量の削減や資源化のための施策を検討し、廃棄物の処理・処分を計画的に実行するため、廃棄物の処理および清掃に関する法律第6条第1項の規定に定める一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）を令和2年度に策定しました（計画期間：令和3年度～令和12年度）。

長期的計画については、5年程度の見直しの必要性が規定されており、令和7年度を中間目標年次としていることから、これまでの計画の中間評価を行うとともに計画の見直しを行います。

本計画の中間見直し案について、皆さまのご意見を募集いたします。以下の要領でご意見をお寄せください。

### 1 意見募集の期間

令和7年12月19日（金）から令和8年1月19日（月）午後5時15分まで  
(当日消印有効)

### 2 公表する資料

- ・四日市市ごみ処理基本計画中間見直し（案）
- ・四日市市ごみ処理基本計画中間見直し（案）（概要について）

### 3 資料の入手方法

市ホームページへの掲載のほか、生活環境課（市役所本庁舎5階）、市政情報センター（市役所北館1階）、市民窓口サービスセンター（近鉄四日市駅高架下）、各地区市民センターにて入手できます。

### 4 意見のご提出方法

#### （1）ご意見を提出できる方

市内在住、在勤、在学の方

#### （2）提出方法

ア 直接提出（市役所本庁舎5階 生活環境課）

（市民窓口サービスセンター、各地区市民センターを経由して提出することもできます。）

イ 郵送（〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所 生活環境課宛）

ウ ファクス（059-354-4412）

エ 電子メール seikatsukankyou@city.yokkaichi.mie.jp

注：電話では受付できませんのでご了承ください

ご意見を提出される際には、「四日市市ごみ処理基本計画中間見直し（案）」に対する意見として、所定の意見提出用紙に住所、氏名を明記してください。意見提出用紙は【PDF形式】【WORD形式】を用意しております。

### (3) 提出されたご意見の取り扱い

提出されたご意見を考慮しながら、最終案を決定します。なお、ご意見の概要やご意見に対する市の考え方などは、住所、氏名など個人情報を除いて市ホームページなどで公表させていただく予定です。

## 5 お問い合わせ

四日市市環境部生活環境課 ごみ減量推進係 電話：059-354-8192